

高額療養費制度・入院時食事代・学生特例

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方

医療費が高額になる場合、自己負担額が一定の額を超えると健康保険から高額療養費の支給があります。また、認定証を提示することで、窓口での支払いが限度額までにとどめられます。国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方で、医療費が高額になるときは、国保年金課へ相談しましょう。

国保年金課 国保係
☎995-1814
後期高齢者医療係
☎995-1813

医療費が高額になる場合

高額療養費制度

高額療養費は、1カ月の医療費の自己負担額が、一定の額（自己負担限度額）を超えて高額になったとき、高額療養費としてその超えた分が健康保険から支給される制度です。自己負担限度額は70歳未満か70歳以上かで異なり、所得によっても異なります。

医療費の支払い後に高額療養費の還付がある場合は、診療月の約2～3カ月後に通知します。

自己負担限度額（70歳未満の方）

区分	所得額 ※1	3回目まで	4回目以降 ※2
ア	901万円超	252,600円 医療費：842,000円※3	140,100円
イ	600万円超 901万円以下	167,400円 医療費：558,000円※3	93,000円
ウ	210万円超 600万円以下	80,100円 医療費：267,000円※3	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 総所得金額等から基礎控除33万円を差し引いた額について世帯の被保険者分を合計したもの

※2 過去12カ月で、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の限度額

※3 医療費が一定の額を超えた場合1%を加算

自己負担限度額（70歳以上の方）

区分 (所得要件)	外来 (個人単位)	入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	44,400円	80,100円+ (総医療費 - 267,000円) × 1% 多数回該当：44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

限度額適用認定証

医療機関窓口で提示すると、支払いが自己負担限度額までとなります。入院などの予定がある場合に申請してください。

必要な方／●70歳未満の方 ●70以上で低所得Ⅰ・Ⅱ（非課税世帯）の方

交付手続き／保険証とはんこをお持ちになり、国保年金課で申請してください。

※市民税の申告がない方は、交付できないことがありますので申告をお願いします。

※加入している健康保険の保険税（料）を滞納している場合は、限度額適用認定証の交付を受けられないことがあります。

4月から食事代の負担額が変わります

4月から、市民税課税世帯の方の入院時の食事代の負担額が変わります。区分オ、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は限度額適用認定証が必要です。国保年金課へ申請してください。
(一食あたり)

		変更前	変更後
市民税課税世帯(下表以外の方)		260円	360円
・区分オ ・低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円	変更なし
	過去12カ月で90日を超える入院	160円	
低所得者Ⅰ		100円	

就学のため市外に住む学生には 学生特例があります

市の国民健康保険に加入している方が、就学のため市外に住所を移して学校に通うときは、届け出をすると、学生用の被保険者証を交付します。市外に住所を移すときに、必要な書類を添えて届け出てください。

ところ／市役所1階国保年金課

持ち物／●保険証 ●学生証または、これから就学する場合は、入学許可書など就学することを証明する書類（コピー可） ●はんこ ●学生の住所地のメモ（保険証に現住所を記載する場合）